

第12章 事後調査

12.1 環境影響評価法に基づく事後調査

環境影響評価法に基づく事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等に実施することとし、表 12-1 に示すとおり動物、植物及び生態系について実施します。実施主体は事業者とし、事後調査の実施時期及び実施方法等の詳細については、事業実施段階において、専門家等の指導及び助言を踏まえて検討します。

また、事後調査の結果、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて追加調査等を行い、適切な措置を講じます。また、事後調査結果の公表等については、原則として事業者が行いますが、公表時期及び方法については、関係機関と連携し、適切に行います。

なお、表 12-1 に示す項目以外の項目については、採用した予測手法の予測精度に係る知見が十分に蓄積されているため予測の不確実性は小さいこと、採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているため効果の不確実性はないこと等を踏まえ、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

表 12-1(1) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素 の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素 の区分	影響要因の区分			
動物	重要な種 及び注目 すべき生 息地	・工事の実施（建設機械の稼働） ・工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置） ・土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	環境保全措置（重要な動物種の移設等）については、移設等を講じた後の動物の定着に関する基礎データが不十分であり、効果の不確実性が残るため	移設等を講じた動物の生息状況（オオタニシ、ヒラドカワザンショウガイ）	・調査時期 各種の生活史及び生息特性等に応じて設定 ・調査地域 移設等を講じた動物の生息地 ・調査方法 移設等を講じた動物の生息状況（個体数、生息場所等）、並びに生息環境の状況確認
			オオタカは繁殖時の営巣中心域や行動圏を変える特性があることから、今後影響の程度が変化する可能性があり、不確実性が残るため	オオタカに係る繁殖状況	・調査時期 工事中（着工前含む）の調査対象の繁殖期間を基本 ・調査地域 調査対象の猛禽類の繁殖への影響が及ぶと予測される地域 ・調査方法 直接確認による生息状況の確認

表 12-1 (2) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素 の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素 の区分	影響要因の区分			
植物	重要な種 及び群落	・工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置） ・土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	環境保全措置（重要な植物種の移植又は播種）については、移植又は播種後の植物の活着に関する基礎データが不十分であり、その効果は不確実性が残るため	移植又は播種した植物の生育状況（クゲヌマラン、コクラン、ゴキヅル、ケテイカズラ、カワヂシャ、クマツヅラ、ハンゲショウ、イトモ、ハママツナ、フクド）	・調査時期 各種の生活史及び生育特性等に応じて設定 ・調査地域 移植又は播種を講じた植物の生育地 ・調査方法 移植又は播種を講じた植物の生育状況（株数、形状・生育高、開花・結実状況等）、並びに生育環境の状況確認
生態系	地域を特徴づける生態系	・工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置） ・土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	オオタカは繁殖時の営巣中心域や行動圏を変える特性があることから、今後影響の程度が変化する可能性があり、不確実性が残るため	オオタカに係る繁殖状況	・調査時期 工事中（着工前含む）の調査対象の繁殖期間を基本 ・調査地域 調査対象の猛禽類の繁殖への影響が及ぶと予測される地域 ・調査方法 直接確認による生息状況の確認

12.2 兵庫県環境影響評価条例に基づく事後監視調査

「環境影響評価に関する条例」（平成 9 年兵庫県条例第 6 号）に基づき、都市計画対象道路事業の実施の状況及び環境保全措置の状況等について、事後監視調査手続を実施します。

12.3 神戸市環境影響評価条例に基づく事後調査

「神戸市環境影響評価等に関する条例」（平成 9 年神戸市条例第 29 号）に基づき、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の環境の状況、施設等の稼働状況及び環境保全措置の履行状況等について、事後調査手続を実施します。